

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八街市長 北村 新司

市町村名 (市町村コード)	八街市 (12230)
地域名 (地域内農業集落名)	八街中地区 (六区、東吉田、吉倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、柔らかく水はけの良い火山灰土の土壌を生かして、経営作物は落花生、人参、里芋等の露地野菜が多い。地域農業における課題は以下のとおりである。

- ・農業者の高齢化が進み、耕作や管理が困難になり、遊休農地が増えている。
- ・野菜の買取価格が低い。
- ・気象条件が年々厳しくなっており、農業による収入が不安定である。
- ・外国人実習生の能力に個人差があり、労働力の確保に苦慮している。
- ・後継者が不足している。
- ・担い手への集積が進んでいない。
- ・灌漑用水が地区全体に行き渡っていないので、井戸が必要な農地もある。
- ・作業スペース等の農作業の環境が整っていないので新規で就農するにはハードルがある。
- ・人手不足である。
- ・農業には繁忙期と閑散期があるため、人材を雇用するのが困難である。
- ・狭い道が多く、農業用機械が通れない。
- ・隣地の雑草が農地に侵食してきて、農作業に影響している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、落花生、人参、里芋等の露地野菜の栽培を中心に引き続き営農を行う。今後も農地の維持を続けていくために、認定農業者などの担い手を中心に農地の集積・集約化を進め大型機械を導入し効率的な営農を行う。また、一人一人が農業に対するビジョンを持つことが重要であり、外国人労働者等を活用した経営規模の拡大や、農作物の販路拡大を行っていくことで、所得向上を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	392.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	323.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者などの担い手を中心に、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業の活用を検討していく。□
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や認定新規就農者などの今後の農業を担う者を確保・育成していくために、JAや県、市などの関係機関と連携し、栽培技術、営農に関する情報提供、労働環境の整備などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状の経営を維持し、遊休農地の発生防止を図るために、市などの関係機関と連携し農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマなどの有害鳥獣被害防止のため、電気柵の設置を行う。
 ②緑肥を活用し、化学肥料や農薬に頼らない環境に配慮した栽培を行う。